

別表 資格更新に係わる単位表（看護師用）

- 資格更新に必要な総単位数（5年間で15単位以上）の取得を必須条件とする。但し、海外留学期間中については、それを証明する書類とともに、核医学関連国際学会で取得した単位を充当することができる。
- 単位取得の対象となる学術集会への参加、学術集会での発表についての単位の認定は、次によるものとする。

a) 学術集会参加及び発表の場合

	参加に単位	加算単位		
		筆頭演者	共同演者	教育講演受講
日本核医学会企画				
1. 日本核医学会（学術）総会	15	5	3	5
2. 日本核医学会春季大会	*15 **5			
3. 日本核医学会支部会・地方会	5	3	2	
その他				
4. 日本医学放射線学会総会 および秋季臨床大会	10	3	0	
5. 核医学関連国際学会	10	3	0	
6. その他の認定された学術集会	1-10	0	0	

注：核医学関連国際学会には世界核医学会、アジアオセアニア核医学会、欧州核医学会、米国核医学会、北米放射線学会、東アジア核医学会（旧 日中韓核医学会）などが含まれる。

同一学会で複数の発表を行っても1回と計算する。

同一学会で複数の教育講演に出席しても1回とする。

* 春期大会での「核医学基礎セミナー」・「核医学専門医教育セミナー」・「PET 研修セミナー」・「PET 核医学エキスパートセミナー」への参加は15点とする。

** 春期大会での「I-131(1,110MBq)による残存甲状腺破壊（アブレーション）の外来治療における適正使用に関する講習会」・「放射性医薬品取り扱いガイドライン講習会」・「PET 施設認証セミナー/PET 薬剤製造コース」・「PET 施設認証セミナー/PET 撮像認証コース」への参加は5点とする。

- 学術集会の認定基準は別に定める。

HPの学術集会単位表 (<http://jsnm.org/archives/1970/>) に記載。